

令和2年度における公共工事の入札・契約制度について

1 共同企業体（JV）対象工事における混合入札金額の拡大

平成30年度からJV対象工事のうち「土木」、「建築」等一部の工種については、不調対策や競争性確保のため、工事費が一定の金額帯において単体企業でも応札可能な混合入札としていますが、「建築」、「電気」及び「管」の混合入札の対象とする金額帯を拡大します。

実施時期：令和2年4月1日以降に公告する工事から実施します。

工種	JV対象金額	うち、混合入札の対象とする金額帯	
		<変更前>	<変更後>
土木	5億円以上	5億円以上7億円未満	変更なし
建築	7億円以上	7億円以上10億円未満	7億円以上12億円未満
電気	2億円以上	2億円以上3億円未満	2億円以上4億円未満
管	2億円以上	2億円以上3億円未満	2億円以上4億円未満
管更生	1億円以上	1億円以上2億円未満	変更なし
解体	1億円以上	1億円以上2億円未満	変更なし

2 総合評価案件における技術資料の取下げ

総合評価落札方式の工事において、提出した技術資料の技術提案等が達成されない見込みとなった場合は、入札の締切りから開札までの一定期間は、技術資料の取下げを認めるものと変更します。なお、取下げがあった場合は、技術資料の提出がなかったものとみなし、当該入札を無効として取扱います。

- (1) 取下申請期間：入札期間(技術資料提出期間)締切日の翌日から開札日の前々開庁日17時まで
 (2) 実施時期：令和2年3月31日以降に公告する工事から実施します。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「総合評価落札方式における技術資料の取下げについて」

URL：<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20200319torisagetsuuti.pdf>

3 工事の発注見直しにおける大規模工事（6億円以上）の明示

発注見直しにおいて、政府調達協定対象金額以上の案件には「WTO」と明示していましたが、より一層計画的に入札に参加することができる環境を整えるため、横浜市議会の議決に付すべき契約の対象金額である大規模な「6億円以上」の案件についても、その旨を明示するよう変更します。

実施時期：令和2年4月1日以降に公表する工事から実施します。

4 落札候補者通知の取り扱いについて

現在開札後、積算疑義申して期間を経て、申し立てがなければ3営業日目に落札候補者通知を送っています。ただし、積算疑義申立て書が提出された場合は申し立て内容を確認するため、落札候補者通知の発送を保留しており、開札から7営業日以内には結論を出すよう取り組んでいますが、場合によっては通知時期がかなり遅れることもあり、事業者の方にご迷惑をおかけしております。

今後は落札候補者通知が開札から7営業日を超える場合には、入札参加者にその旨を伝えるという取扱いとします。

実施時期：令和2年4月1日以降に公告する工事から実施します。

5 民法改正に伴う契約約款の改定内容通知

民法改正に伴い契約約款を改正しました。工事目的物に対する「かし」の規定について、「契約不適合」として整理することになったことなど改正内容を反映しました。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「工事請負契約約款及び製造請負契約約款の一部改正について」

URL：http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20200218_yakkankaisei.pdf

実施時期：令和2年4月1日以降に契約する工事から実施します。

6 インセンティブ発注対象工事における工事完成検査結果通知書の提出不要化について

インセンティブ発注対象工事において、インセンティブ項目と併せて設定している工事成績基準について、その基準を満たす場合の資格審査書類として、「工事完成検査結果通知書」を提出書類としています。事業者の負担軽減を図るため、本市において工事成績点の確認を実施するよう運用を見直し、「工事完成検査結果通知書」の提出を不要とします。

実施時期：令和2年3月31日以降に公告する工事から実施します。

担当：財政局契約第一課

電話：045(671)2244・2246